

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	5-1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行規則	根拠条項	113条の23①	許認可等の内容	介護支援専門員証の書換え交付	
介護保険法施行規則 (介護支援専門員証の書換え交付) 第百十三条の二十三 介護支援専門員は、その氏名を変更したときは、法第六十九条の四の規定による変更の届出とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。						
介護保険法 (登録事項の変更の届出) 第六十九条の四 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。						